

# 提出ガイド 「従業員の住所変更」

年金事務所

スマビで作成した書類

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届
- ・国民年金第3号被保険者住所変更届・・・扶養する配偶者がいる場合

[提出先] 会社（事業所）の所在地※を管轄する年金事務所に提出します。

※会社（事業所）の所在地とは、実際に事業を行っている事業所の場所（従業員が働いている場所）のことをいいます。

日本年金機構ホームページ「全国の相談・手続き窓口」<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

[提出方法] 持参又は郵送（各2部（提出用・控用））

郵送の場合は、会社（事業所）の住所・会社（事業所）名・氏名を宛名書きし、切手を貼った返信用封筒を同封します。

[提出時期] 原則支払から5日以内

「国民年金第3号被保険者住所変更届」は従業員が扶養する配偶者が会社（事業所）に提出し、その後、会社（事業所）が年金事務所に提出することになっています。そのため下記図の箇所は、従業員の扶養する配偶者の記載欄となりますので、内容確認後、会社（事業所）への提出日、電話番号、押印をお願いしてください。

The image shows a form titled "国民年金第3号被保険者住所変更届" (National Pension No. 3 Insured Person's Residence Change Form). The form is divided into several sections for the insured person and their spouse. A red box highlights the "配偶者" (Spouse) section, which includes fields for the spouse's name, date of birth, and residence. The text "配偶者届出欄" (Spouse Registration Section) is written in red within this box. Other sections include "被保険者" (Insured Person) and "扶養者" (Dependent).